

平成20年度 決算の状況

<一般会計>

【歳入の特徴】

◎市税の減

景気低迷に伴う法人市民税・個人市民税の減により

117億5千万円→115億2千万円

◎国庫支出金の増

17億3千万円→22億円

◎地方債の増

減収補てん債等の増

17億4千万円→19億7千万円

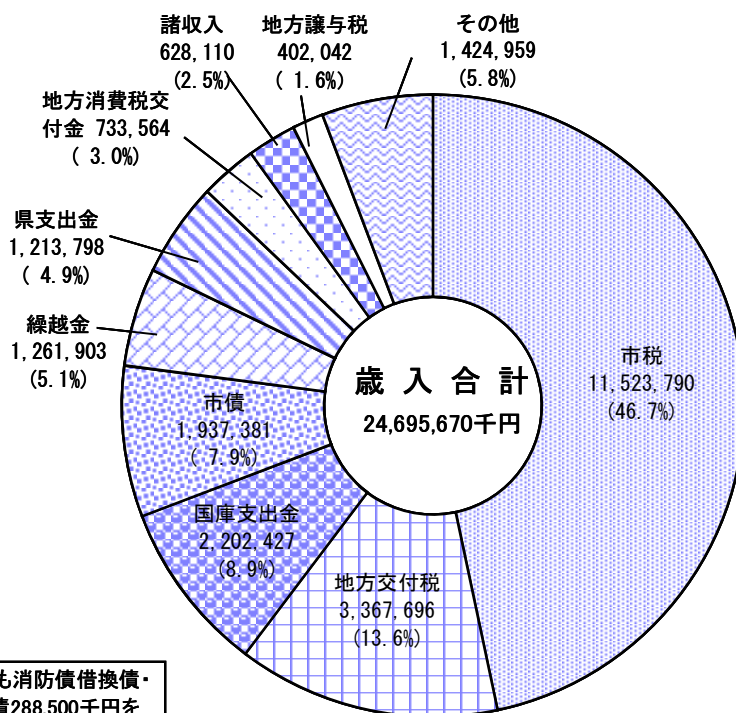
◎県支出金の増

11億7千万円→12億1千万円

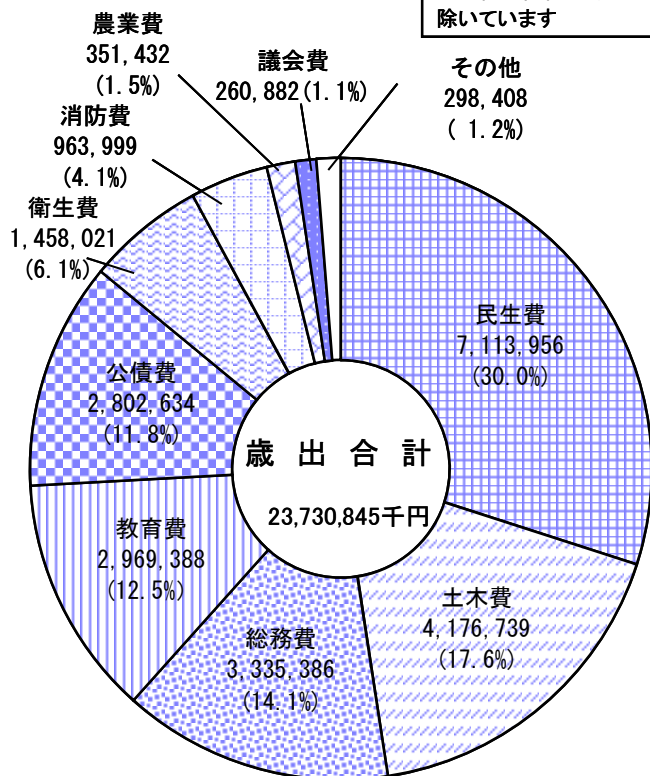
◎その他の収入の減

財政調整基金の取り崩しによる増・地方特例交付金の増により

12億4千万円→14億2千万円



歳入・歳出とも消防債償還・教育債償還288,500千円を除いています



【主な事業】

◎子ども医療費支給事業

通院については中学校就学前まで・入院については中学校卒業までを対象

☆トータルサポート推進事業…福祉部門の総合的な窓口の設置

◎南大通線街路事業

☆多目的グラウンド整備事業…総合公園・下須戸運動場

☆森づくり環境再生事業…親子による植樹祭を開催

☆小中学校寺子屋事業…未来の行田を担うことも育成事業

◎小・中学校施設整備事業…小学校全校普通教室等扇風機設置工事、東小学校屋内運動場耐震補強及び改修工事等

◎小学校英語活動推進事業（元気なぎょうだのびのび英語教育事業）

◎少人数学級編成実施事業…小学校1年生から3年生まで・中学校全学年で少人数学級編成を実施

☆地震ハザードマップ作成事業

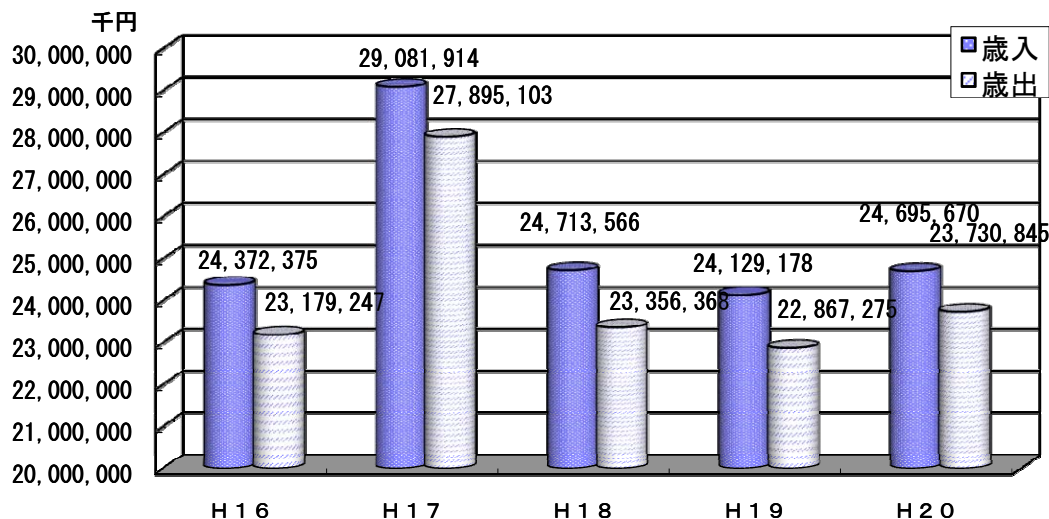
☆田んぼアート米づくり体験事業

☆は平成20年度に行った新規事業です。

歳入においては、市税が全体の46.7%を占めていますが、景気低迷による企業業績の悪化に伴う法人市民税の減や個人市民税の減などにより、昨年度と比べ、大幅な減となりました。2番目に多いのは地方交付税で13.6%ですが、普通交付税で「地方再生対策費」が創設された影響などにより微増となっています。3番目に多いのは国庫支出金の8.9%で、まちづくり交付金や生活保護費負担金の増などにより、4.7億円の増となっています。次いで多いのは、市債の7.9%ですが、平成20年度は、市税収入の大幅な減収による財源不足を補てんするために、減収補てん債を借り入れたことにより、2.3億円の増となっています。

歳出については、後期高齢者医療保険事業や生活保護扶助費の増により民生費（児童・高齢者・障害者の福祉の向上のための経費）が30.0%と高い割合を占めており、次いで土木費（道路や公園などの社会基盤の整備のための経費）が17.6%、総務費（市の全般的な事務や交通安全・コミュニティ事業のための経費）が14.1%、教育費（学校教育・生涯学習の充実のための経費）が12.5%となっています。

<歳入歳出決算額の推移>



平成16年度については1,666,500千円、平成20年度については288,500千円の借換額を歳入歳出から除いています

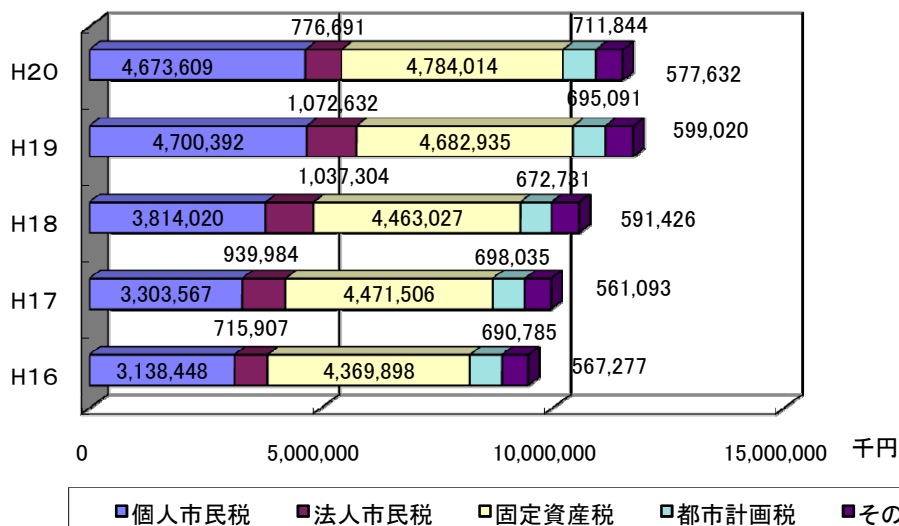
【歳入の特徴】

歳入規模については、長野工業団地分譲地の売却により大幅に歳入が増加した平成17年度を除いて、概ね240億円程度で推移してきました。平成20年度については、景気低迷の影響により市税収入が大幅に減少するとともに、個人消費の落ち込みから地方消費税交付金などの各種交付金が減少した一方で、国庫支出金や地方特例交付金が増加したほか、市税の減収を補てんするための措置として、減収補てん債を借り入れたことや財政調整基金を取り崩したことにより、市債や繰入金が増加した結果、歳入規模は5億7千万円の増となりました。

【歳出の特徴】

歳出規模については、長野工業団地分譲地の売却に伴う土地開発公社からの用地の買戻しにより大幅に歳出が増加した平成17年度を除き、概ね230億円程度で推移してきました。平成20年度については、後期高齢者医療保険事業の創設による関係経費の増や生活扶助費をはじめとする各種扶助費の増、南大通線街路事業費や東小学校屋内運動場耐震補強等事業費などによる普通建設事業費の増加などにより、歳出規模は8億6千万円の増となりました。

<市税の推移>



市税は、地方公共団体の歳入の根幹をなすものであり、住民の方に対する行政サービスを提供するために、欠かすことのできない重要な財源です。グラフは、過去5年間の市税の推移ですが、毎年度、市税収入は歳入全体の約半分を占めています。

市税全体では、景気回復が続いていた平成19年度までは年々増加傾向（平成19年度には、所得税から個人市民税に税源移譲が行われています。）にありますが、平成20年度については、景気悪化に伴い、その影響を受けやすい個人・法人市民税の落ち込みにより、減少に転じています。一方、景気の影響をあまり受けない固定資産税や都市計画税については、評価替えの年度である平成18年度に地価の下落の影響や在来家屋分の評価額の減少により減収となりましたが、他の年度においては、県営、市営工業団地における企業進出などに伴い、大規模な工場や倉庫が新築されたことにより、毎年度増加傾向となっています。

<特別会計>

～特別会計とは？～

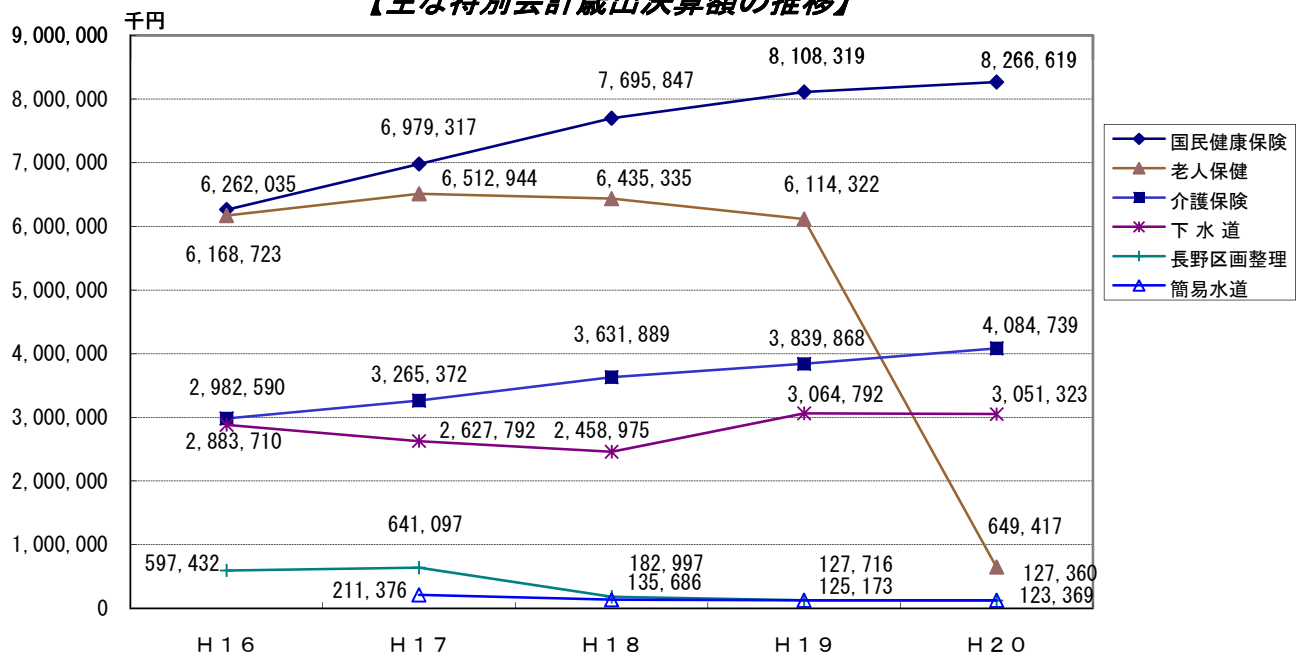
特定の事業をより円滑に進めるために、一般会計から分離して別に収支経理を行うもので、国の法律や市の条例によって設けることができる会計制度です。

(単位：千円)

会 計 名	歳入決算額	うち一般会計からの繰入金	歳出決算額	実 質 収 支
国 民 健 康 保 険 事 業	8,274,528	687,335	8,266,619	7,909
下 水 道 事 業	3,168,467	1,380,000	3,051,323	115,526
交 通 災 害 共 済 事 業	32,409	—	20,574	11,835
老 人 保 健 事 業	706,842	26,454	649,417	57,425
長 野 土 地 区 画 整 理 事 業	134,720	120,000	123,369	11,351
介 護 保 険 事 業	4,123,667	550,810	4,084,739	38,928
簡 易 水 道 事 業	138,444	35,000	127,360	11,084
後 期 高 齢 者 医 療 事 業	630,492	150,783	617,222	13,270

実質収支とは、歳入歳出決算の差引額から繰越事業に充てる額を控除した実質的な翌年度への繰越額です。

【主な特別会計歳出決算額の推移】



<市有財産の状況>

(平成21年3月31日現在)

区 分			土 地 面 積 (㎡)	建物面積		
				木 造 (㎡)	非 木 造(㎡)	計 (㎡)
行政財産	公 用 財 産	本 庁 舎	5,212.87	7.92	7,010.78	7,018.70
		消 防 施 設	12,448.03	1,379.51	3,323.33	4,702.84
		そ の 他 の 施 設	75,649.87	9.92	13,980.69	13,990.61
	公 共 用 財 産	学 校	434,853.99	391.27	136,794.45	137,185.72
		公 営 住 宅	44,856.07	2,060.25	35,056.26	37,116.51
		公 園	550,472.39	1,300.14	7,456.51	8,756.65
		そ の 他 の 施 設	277,028.11	2,611.82	64,390.18	67,002.00
		計	1,400,521.33	7,760.83	268,012.20	275,773.03
普 通 財 産			146,883.48	4,720.04	815.77	5,535.81
合 計			1,547,404.81	12,480.87	268,827.97	281,308.84

※ 行政財産…行政上の用途・目的に供されるもので、売払いや交換等の処分が制限されている財産

- ・ 公用財産…専ら職員が仕事を行うために使う財産
(本庁舎、消防庁舎、下水処理場、ポンプ場等)
- ・ 公共用財産…専ら住民の利用に供する財産
(学校、公園、公民館、図書館、総合体育館、コミュニティセンター、老人福祉センター等)

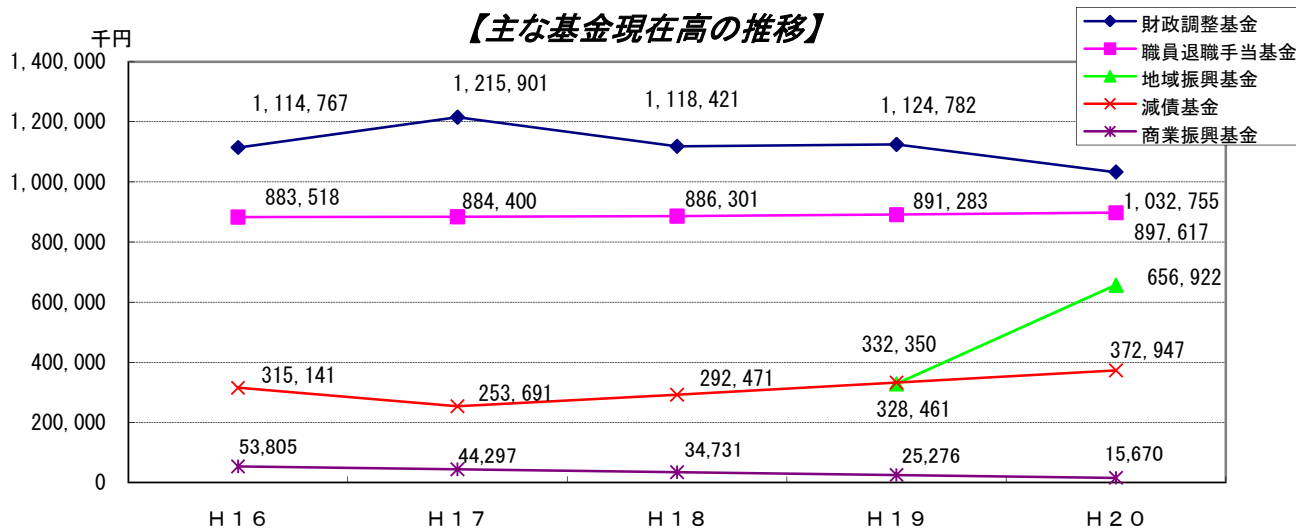
※ 普通財産…上記以外の財産

<基金の状況>

基金には、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるものと、特定の目的のために定額の資金を運用するものの2種類があり、本市では平成20年度末現在で21の基金が、それぞれの目的に応じて設置されています。今回はそのうちの主要な5つの基金の推移を掲載しています。

財政調整基金は、経済の不況などによる大幅な税収減や災害の発生による予想外の支出増等に備え、長期的かつ計画的な財政運営を行うため、財源の余裕のある年度に積立てを行ってきた基金です。平成14年度から平成16年度にかけて、長引く景気の低迷による税収の減や三位一体改革の影響などのために基金の取崩しを行ってきたため、基金の残高は年々減少傾向にあります。

なお、平成17年度においては、財政調整基金の取崩しは行わず、また、南河原村との合併に伴い、南河原村分の財政調整基金を承継したため、残高が増加しています。また、平成19年度においても、財政調整基金の取崩しは行いませんでしたが、平成20年度は、財源不足により財政調整基金を1億円取り崩したため、残高は10億3千万円となっています。

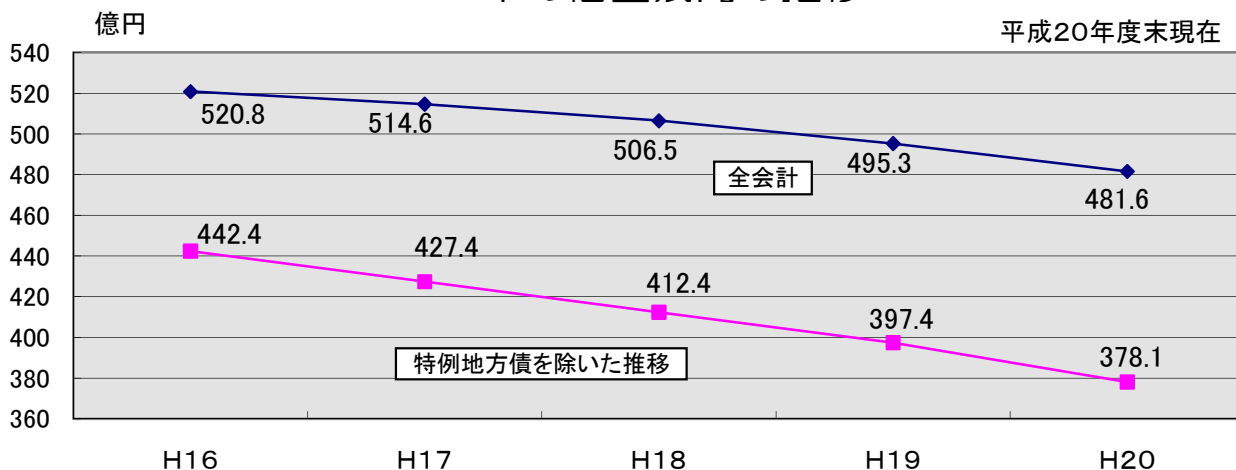


※H20年度の財政調整基金の現在高は、出納整理期間中の取崩しを反映させた残高を記載しています。

～今の残高はどのくらい？～ 行田市の借金の状況

市の借金は、建設事業のほか、国の政策による交付税の減額や市税の減税の補てんなどにも充てられています。

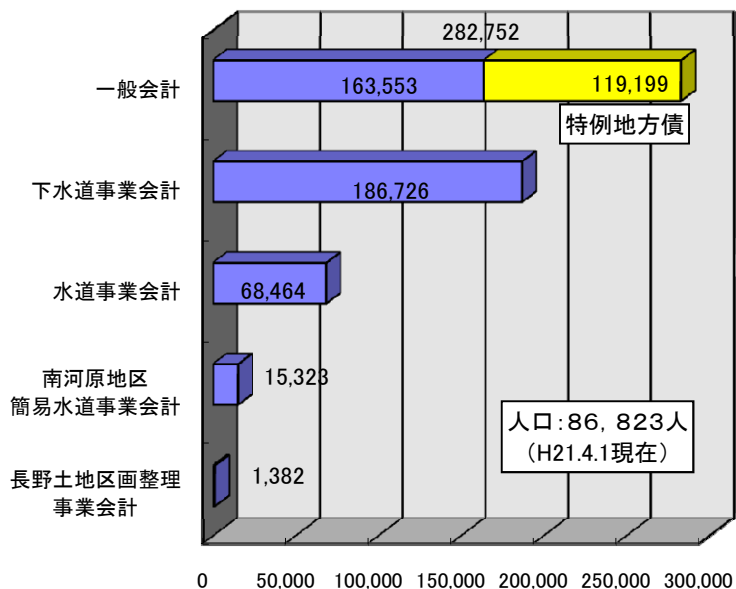
市の借金残高の推移



※H17年度以前も旧南河原村分を合算して比較しています。

市民1人当たりの市の借金残高

平成20年度末現在



円

豆知識

ほかの市と比べた行田市の状況

○市民1人当たり借金残高

県内40市中多いほうから8位(H19決算)となっています。(特別会計・企業会計含まない)

○実質公債費比率

8.7%(H19決算)

県内市の平均 9.7%

これは、市の借金全体の返済に関する指標です。低いほどよい指標です。(危険水域18.0%以上)

県内40市中良いほうから16位と平均よりも良い位置にいます。

借金の返済の指標では、交付税で補てんされるものを多く借り入れていることなどから県内の比較では平均値となっていますが、借金の残高は、依然として多いほうですので、これからも借金の減額に積極的に取り組みます。

※特例地方債

：減税補てん債、臨時財政対策債、臨時税収補てん債、減収補てん債
後年度の返済の際に全額または一定割合が交付税に上乗せされ、国から交付されます。(次ページ参照)

一般会計目的別の内訳はこのようなになっています

						平成20年度末残高		(単位:千円)	
区 分	平成19年度 末現在高 (A)	平成20年 度発行額 (B)	平成20年度元利償還額			差引現在高 (A+B-C) (D)	うち 旧南河原 村承継分	(D)の借入先別内訳	
			元金(C)	利 子	計			国からの借入	民間等(銀行 等)からの借入
1 総 務 債	625,640	312,000	27,227	9,240	36,467	910,413	10,116	16,123	894,290
2 民 生 債	1,435,010	60,000	127,204	28,319	155,523	1,367,806	34,730	0	1,367,806
3 衛 生 債	304,231	0	4,778	5,355	10,133	299,453	0	10,053	289,400
4 農 業 債	244,839	45,000	2,269	2,933	5,202	287,570	0	135,301	152,269
5 土 木 債	5,520,637	361,300	673,890	109,944	783,834	5,208,047	234,490	1,244,938	3,963,109
6 住 宅 債	378,556	0	51,123	16,707	67,830	327,433	19,156	327,433	0
7 消 防 債	342,517	15,300	55,980	7,219	63,199	301,837	10,520	0	301,837
8 教 育 債	5,038,977	89,600	609,044	114,516	723,560	4,519,533	183,140	915,857	3,603,676
9 土地開発公社 経営健全化対策資金 貸付事業債	1,077,800	0	269,900	11,694	281,594	807,900	0	0	807,900
10 同和対策事業債	202,913	0	32,753	10,239	42,992	170,160	8,691	169,894	266
11 臨時税収補てん債	332,454	0	30,231	6,771	37,002	302,223	9,255	302,223	0
12 減 税 補 て ん 債	2,583,052	0	251,161	33,885	285,046	2,331,891	77,641	2,331,891	0
13 臨時財政対策債	6,876,451	754,181	215,488	94,751	310,239	7,415,144	500,034	4,947,462	2,467,682
14 減 収 補 て ん 債	0	300,000	0	0	0	300,000	0	0	300,000
計	24,963,077	1,937,381	2,351,048	451,573	2,802,621	24,549,410	1,087,773	10,401,175	14,148,235

※本表には、消防債借換債62,700千円及び教育債借換債225,800千円は含みません。

臨時税収補てん債…地方消費税(消費税5%のうち1%)導入時(H9)に税収が一年分に満たなかったため、この減収額に対して借り入れたもの。

減税補てん債…景気回復を目的に国の政策により個人市民税の定率減税などが実施され、その減収分の補てんをするために借り入れたもの。

臨時財政対策債…本来必要な普通交付税の所要額を、財源不足により国が各自自治体に満額配分できない状態が続いていることから、その普通交付税の不足分を国と地方が折半して補てんするため、地方負担分として各自自治体が借り入れたもの。

減収補てん債…地方税の収入額が、国の地方財政計画に基づき算出される標準的な税収入額を下回ったため、その減収を賄うために借り入れたもの。

☆これらの市債は、後年度の返済の際にその全額または一定割合が交付税に上乗せされ、国から交付されます。

